

平成 25 年第 4 回  
城里町議会定例会会議録

平成 25 年 12 月 10 日 開会  
平成 25 年 12 月 13 日 閉会

城里町議会

**平成25年第4回  
城里町議会定例会会議録**

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

**会 議 録 第 1 号**

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	7
・ 町民憲章唱和	7
・ 議長挨拶	8
・ 議員の出欠	8
・ 開会の宣告	8
・ 開議の宣告	8
・ 議事日程の報告	8
・ 諸般の報告	8
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	9
・ 町長挨拶	10
・ 議案第61号～議案第74号 一括上程、提案理由説明	10
・ 議案第75号 上程、提案理由説明	13
・ 採決	14
・ 発議第1号について	14
・ 陳情第3号～陳情第5号 委員会付託	14
・ 一般質問	15
10番 南條 治君	15
・ 散会の宣告	25
○ 散会	25

## 会 議 録 第 2 号

○ 日時	27
○ 出席並びに欠席議員	27
○ 説明のため出席した者の職氏名	27
○ 職務のため出席した者の職氏名	28
○ 議事日程	28
○ 本日の会議に付した事件	29
○ 開議	30
・ 議員の出欠	30
・ 開議の宣告	30
・ 議事日程の報告	30
・ 議案第61号 質疑	30
・ 議案第62号 質疑	31
・ 議案第63号 質疑	31
・ 議案第64号 質疑	31
・ 議案第65号 質疑	31
・ 議案第66号 質疑	31
・ 議案第67号 質疑	32
・ 議案第68号 質疑	32
・ 議案第69号 質疑	32
・ 議案第70号 質疑	32
・ 議案第71号 質疑	33
・ 議案第72号 質疑	33
・ 議案第73号 質疑	33
・ 議案第74号 質疑	33
・ 討論	33
・ 採決	36
・ 発議第1号 趣旨説明、質疑、討論、採決	39
・ 陳情第3号 委員長報告、採決	40
・ 日程追加	41
・ 発議第2号 趣旨説明、質疑、討論、採決	42
・ 陳情第4号～陳情第5号 委員長報告、採決	43
・ 日程追加	44

・ 発議第 3 号 趣旨説明、質疑、討論、採決	44
・ 発議第 4 号 趣旨説明、質疑、討論、採決	45
・ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	46
・ 報告第28号 委員長報告	47
・ 報告第29号～報告第32号	48
・ 町長挨拶	48
・ 議長挨拶	49
・ 閉会の宣告	49
○ 閉会	49

平成25年城里町告示第158号

平成25年第4回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年11月29日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成25年12月10日（火）午前10時
2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室

平成25年第4回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	12月10日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎陳情委員会付託 ◎一般質問 ◎散会
2	12月11日	水	休会	議案調査
3	12月12日	木	休会	議事整理
4	12月13日	金	本会議	◎開議 ◎議案質疑、討論、採決、陳情、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員（16名）

1番	菌部	一君	9番	小林	祥宏君
2番	余水	紀夫君	10番	南條	治君
3番	三村	孝信君	11番	杉山	清君
4番	河原井	大介君	12番	三村	由利子君
5番	加藤	文夫君	13番	小松崎	三夫君
6番	阿久津	則男君	14番	鯉渕	秀雄君
7番	桐原	健一君	15番	根本	正典君
8番	飯村	吉伊君	16番	小坏	孝君

1. 不応招議員

なし

第 1 日 12月10日（火曜日） 本 会 議



平成25年第4回  
城里町議会定例会会議録 第1号

平成25年12月10日 午前10時04分開会

1. 出席議員（14名）

1番	菌部一君	8番	飯村吉伊君
2番	余水紀夫君	9番	小林祥宏君
3番	三村孝信君	10番	南條治君
4番	河原井大介君	11番	杉山清君
5番	加藤文夫君	13番	小松崎三夫君
6番	阿久津則男君	15番	根本正典君
7番	桐原健一君	16番	小坪孝君

1. 欠席議員（2名）

12番	三村由利子君	14番	鯉渕秀雄君
-----	--------	-----	-------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	阿久津藤男
副町	長	小山一夫
教育	長	小林孝志
総務課	長	三村主
企画財政課	長	高松輝美
税務課	長	宮田恵子
町民課	長	仲田克之
保険課	長	阿久津保巳
健康福祉課	長	田口喜一
産業振興課	長	茅根文夫
都市建設課	長	富田和明
下水道課	長	吉田一
会計管理者（会計課長）		小林恵子
水道課	長	五町義徳
農業委員会事務局長		仲田均
教育委員会事務局長		川又重光

## 1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
書 記	興 野 友 宣
書 記	仲 田 富 美 子

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

平成25年12月10日（火曜日）

午前10時04分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第61号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第62号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第63号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第64号 城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第65号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第66号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第67号 城里町総合計画策定条例の制定について
- 日程第10 議案第68号 城里町下水道審議会条例の制定について
- 日程第11 議案第69号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第70号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第71号 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第72号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第73号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第16 議案第74号 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について  
日程第17 議案第75号 人権擁護委員の推薦について  
日程第18 発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書  
日程第19 陳情第3号 教育予算の拡充を求める陳情  
日程第20 陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情  
日程第21 陳情第5号 「非核平和都市宣言決議」に関する陳情  
日程第22 一般質問

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議案第61号  
議案第62号  
議案第63号  
議案第64号  
議案第65号  
議案第66号  
議案第67号  
議案第68号  
議案第69号  
議案第70号  
議案第71号  
議案第72号  
議案第73号  
議案第74号  
議案第75号  
発議第1号  
陳情第3号  
陳情第4号  
陳情第5号  
一般質問

---

午前10時04分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立を願います。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小松崎三夫君） ご協力ありがとうございました。

ご着席願います。

---

#### 議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 平成25年第4回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく会議でございます。

よろしくご審議をお願いするものであります。

---

#### 議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。欠席議員、12番三村由利子君、14番鯉渕秀雄君。

---

#### 開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回城里町議会定例会を開会いたします。

---

#### 開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

---

#### 諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ちまして、諸般のご報告を申し上げます。

9月、10月、11月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと存じます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 続きまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

2番 余水紀夫君

3番 三村孝信君

4番 河原井大介君

の以上3君をご指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、議会運営委員会からご報告申し上げます。

去る12月3日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

今期定例会に提案されます議案15件、発議1件、陳情3件、報告5件、合わせて24件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程案のとおり、本日から12月13日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から12月13日までの4日間とされるようご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間と決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の

職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。  
傍聴人5名を許可いたしました。

---

**町長挨拶**

○議長（小松崎三夫君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君）　おはようございます。本定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年第4回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中をご出席賜り、誠にありがとうございます。

過日、町のイベント等もほぼ終了いたしました。議員各位にはそれぞれお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本議会定例会は、条例の一部改正と平成25年度一般会計補正予算、さらには国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計の補正予算等についてご提案申し上げますので、よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

---

議案第61号　城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号　城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号　城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号　城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議案第65号　城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第66号　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第67号　城里町総合計画策定条例の制定について

- 議案第68号 城里町下水道審議会条例の制定について
- 議案第69号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第70号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第71号 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第72号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第73号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第74号 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第3、議案第61号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第74号 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についての14議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、平成25年第4回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第61号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。城里町下水道審議会の設置に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第62号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい財政状況に鑑み、特別職の給料を町長5%、副町長3%、それぞれ減額するものです。

次に、議案第63号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。厳しい財政状況に鑑み、教育長の給料を3%減額するものであります。

次に、議案第64号 城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてであります。国において障害者自立支援法が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第65号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第66号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため

の消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。国において消費税の税率が6.3%に、地方消費税の税率が1.7%に改正され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、関係町条例の使用料等を改正するため、町条例を制定するものでございます。

次に、議案第67号 城里町総合計画策定条例の制定についてであります。地方自治法の一部改正により、総合計画基本構想の策定義務付けが撤廃されたことに伴い、総合計画を策定するため、町条例を制定するものです。

次に、議案第68号 城里町下水道審議会条例の制定についてであります。公共下水道事業及び農業集落排水事業の健全な運営に資することを目的に、事業の経営全般に関することについて審議検討するため、町条例を制定するものです。

次に、議案第69号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,925万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億2,472万5,000円とするものです。

歳入では、町税、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金及び諸収入を追加し、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、消防費、教育費及び災害復旧費を追加し、議会費、商工費及び土木費を減額するものです。

次に、議案第70号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,344万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,025万5,000円とするものです。

歳入では、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、財産収入及び繰越金を追加するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、基金積立金及び諸支出金を追加し、介護納付金を減額するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,984万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,869万1,000円とするものです。

歳入では、診療収入及び繰入金を追加するものです。

歳出では、医業費及び施設整備費を追加し、総務費を減額するものです。

次に、議案第71号 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,233万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,782万6,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加するものです。

歳出では、保険給付費及び諸支出金を追加し、総務費及び地域支援事業費を減額するも



のです。

次に、議案第72号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,008万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,443万2,000円とするものです。

歳入では、使用料及び手数料、繰入金を追加するものです。

歳出では、下水道事業費を追加し、公債費の財源内訳を変更するものです。

次に、議案第73号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,818万2,000円とするものです。

歳入では、諸収入を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加し、公債費を減額するものです。

次に、議案第74号 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出において、収入支出予算の既決予定額からそれぞれ519万9,000円を減額し、収入・支出の予定額をそれぞれ6億6,724万8,000円とするものです。

収益的収入では、他会計補助金を減額するものです。

収益的支出では、総係費を減額するものです。

以上、議案14件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

#### 議案第75号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいま町長より、議案第75号について議案書を差し替えたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差し替えることに決定をいたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案配付〕

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第17、議案第75号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、議案第75号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦についてであります。任期満了に伴い、委員の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

城里町大字石塚2048番地の3、飯田紀代子さん、城里町大字上青山153番地、久保田殿司さん、城里町大字増井1465番地の1、松崎 忍さんを推薦するものでございます。

3名とも、人格識見高く、広く社会の実情に通じているとともに人権擁護に理解が深く、委員として最適任者と考えますので、推薦するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） ここで、お諮りをいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第75号を先議したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号を先議することに決定をいたしました。

---

## 採 決

○議長（小松崎三夫君） これより議案第75号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第18、発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書については、後日審議する予定でございます。

---

## 陳情第3号 教育予算の拡充を求める陳情

## 陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情

## 陳情第5号 「非核平和都市宣言決議」に関する陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第19、陳情第3号 教育予算の拡充を求める陳情から日程第21、陳情第5号 「非核平和都市宣言決議」に関する陳情について、南條議会運営委員長のご意見を賜りたいと存じます。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、ご報告申し上げます。

議会運営委員会を代表いたしまして、陳情の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第3号の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、陳情第3号教育予算の拡充を求める陳情については、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

また、陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情書並びに第5号「非核平和都市宣言決議」に関する陳情につきましては、慎重に審査すべきと考えます。よって、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

ただいまの南條議会運営委員長の発言のとおり、陳情第3号については教育産業常任委員会に、陳情第4号ないし陳情第5号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号については教育産業常任委員会に、陳情第4号ないし陳情第5号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

---

## 一般質問

○議長（小松崎三夫君） これより日程第22、一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようよろしくお願いをいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

なお、答弁者につきましても、最後の答弁まで演壇で行うようお願いをいたします。

それでは、通告第1号、10番南條 治君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 議長、資料の持ち込みをお願いします。

それでは、通告による一般質問を一答方式で行います。

以前、電気自動車のテストコースの件がありましたが、この件については、頓挫したようであります。今回は、そのようなことがないことを信じて質問をいたします。

1番、大きい1番として、「かつら」物産センター付近の公園整備事業について、4点ほど順にお伺いをいたします。

まず、1点といたしまして、いつごろから工事に入るのか。また、内容について国から説明がどのようにあったのか。支援制度申請が平成24年12月目処とあります。その手続等について、現在の進捗状況をお伺いいたします。

2番としまして、町としての関わりについてですが、那珂川桂地区活性化構想、城里町の観光振興、活性化への拠点づくりに向けてというようなことであります。平成24年6月4日付で城里町道の駅からかつら、国土交通省常陸河川国道事務所、方向性として城里町が主体となり、地域活性化を推進することが望まれるとありますが、当面と将来についての具体的にどのようなことなのかお伺いをいたします。

次に、現在あるトイレの管理であります。なかなかトイレの管理に対しては苦勞しております。数カ所ありますが、どこでどのように現在管理しているのかお伺いをいたします。

また、4番として、夜間の防犯対策であります。道の駅については駐車場は、24時間あけておくことが条件の一つかと思えます。当然整備をすることによって利用者の増を期待するわけですが、その反面、防犯についても、より以上考えておく必要が出てくると思いますのでお伺いをいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、南條議員さんのご質問にお答えしていきたいと思っております。

最初に、特産品直売センター「かつら」の件についてでございますが、本事業につきましては、河川を有する地域の景観、歴史、文化などの魅力と資源や地理を生かしまして、水辺の整備、利活用計画による良好なまちづくりを図るものでございます。

本年3月29日に、国土交通省より、かわまちづくり支援制度の認定が来ております。本年度は那珂川、城里、御前山地区かわまちづくり協議会を設立し、河川空間を活用した地域活性化構想の協議及び検討委員会及び作業部会を開催しております。

それから、町としての関わりということで質問がございましたが、町としての関わりですが、かわまちづくり協議会事務局として、地域活性化構想の実現に向けて、地域資源であります道の駅かつらや御前山等の観光資源であります、これらを活用した相乗効果による地域活性化を図ってまいりたいと考えております。これらの地域活性化構想が実現することによりまして、交流人口や誘客の拡大、あるいは経済波及、水辺の安全性及び親水性の向上が期待されているところでございます。

トイレの管理でございますが、道の駅につきましては道の駅で管理しており、ふれあい

の広場については、全て町観光協会が管理しております。夜間の防犯対策でございますが、道の駅につきましては警備会社に委託をしており、ふれあい広場の施設及びトイレについては、防犯対策は講じておりません。詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長茅根文夫君。

〔産業振興課長茅根文夫君登壇〕

○産業振興課長（茅根文夫君） 南條議員さんのご質問に答弁したいと思います。

まず、道の駅かつらを含めましたふれあい広場等のかわまちづくり活性化構想に伴います工事等の内容でございます。国交省において、那珂川右岸の那珂川大橋から下流400メートルを水辺との親水性を高めるために、緩傾斜護岸の整備と自然を体験できます散策路を整備するものでございます。護岸の整備及び河川の散策路につきましては、国交省のほうで整備をする予定でございます。

さらに、町におきましては、道の駅かつら等設置されます緩傾斜護岸の散策路を結ぶ遊歩道60メートルの整備、さらには、ふれあい広場の中にあります案内看板、トイレ等の改築を予定しております。これらの遊歩道の整備60メートル分、トイレの整備、さらに看板等については、町のほうで整備をする予定でございます。

なお、これらにつきまして、現在、先ほど町長のほうから答弁がありましたように作業部会を設けておりますので、その中で問題点を洗い出しているところでございます。その問題点につきましては、現在のところ、那珂川の水の流れ、これが現在道の駅側のほうに来ております。現在河原が少なくなっているというような現状で、これらについても、今回の工事の中で改善ができないかというようなことで、国交省さんのほうに申し込みをしております。当然のことでございますが、水の事故での危険性の排除、さらには、現在洪水時になりますと、ふれあい広場の駐車場まで水が上がってまいります。これらを考慮した護岸の設計、さらには皇都川と那珂川の合流点の工事でございます。皇都川につきましては、渇水時になると表面を水が流れていないというような状況になってございます。これらの水の、いわゆる地下を流れている水、これらの対応、さらには洪水時に緩傾斜護岸を設置した場合に、皇都川のほうに逆流しないような方法等について今、国交省さんのほうで詰めをしております。今月、作業部会で決定をしまして、来月にはかわまちづくりの推進協議会のほうで決定をしていただいて、設計のほうに入るといったようなこととなります。なお、工事につきましては、来年度からということで予定をしております。

それと、先ほどのトイレの防犯対策の件ですが、町長のほうで答弁したとおりなんです。道の駅につきましては、トイレと駐車場、さらには公衆電話、この3点セットで道の駅の条件を満たすというようなことになっておりますので、警備等については設置はしておりませんが、物販店、お店のほうで警備を入れておりますので、そのときの警備員の巡回時には、トイレのほうも全て巡回をしていただいているというようなことになってございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、再質問をいたします。

まず最初に、那珂川桂地区活性化構想の資料、この資料であります、これはどこで作ったのかお伺いをいたします。また、観光資源を生かし切れていないというような指摘ですが、そのものずばりだと私も思います。この件について、町としてこれからどのように進めていくのか、また将来の課題として、国道123号線那珂川大橋の架け替え計画との整合とありますが、町としてどの辺までこの架け替えについて情報を知っているのか、お伺いをいたします。

また、協議会の設立ですが、このメンバー等についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員さんのご質問にお答えしていきます。

那珂川桂地区の活性化構想の資料等につきまして、どこで作ったのかというような内容だったと思いますが、城里町として、本年6月3日に城里町御前山地区まちづくり推進協議会を設立いたしまして、決定しているところでございます。委員には地区区長さん、道の駅かつらの役職員、国土交通省常陸工事事務所、那珂川漁協組合、JA水戸かつら支店、県地域計画課、町議会議長、町観光協会、それから商工会等で構成しているわけでございます。

それから、観光資源が生かし切れていないという指摘でございますが、本当にそのものずばりであるかと思っております。町内の観光資源が分散しておりまして、観光資源同士の連携が必要なため、拠点づくりを実施するものでございます。また、将来の課題として、国道123号線的那珂川大橋架け替え計画等の整合性というようなこともありますが、町としてどの程度情報を得ているのかということでございますが、県のほうに行きまして、早く方針を決めてほしいというようなことを何回か県のほうに参りまして言っているんですが、なかなか那珂川の大橋架け替えの状況確認をしたところ、現時点ではまだ発表する段階でないということでもあります。方針につきましては早く決定してほしいと、方針だけでも早く決定してほしいというようなことも何回も言っているわけなんです、いまだ未定でございます。早く決定してもらいたいというのが私の気持ちでございます。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長茅根文夫君。

〔産業振興課長茅根文夫君登壇〕

○産業振興課長（茅根文夫君） 那珂川城里町御前山地区かわまちづくり推進協議会の設立でございますけれども、設立につきましては、本年6月3日に設立してございます。さらに、メンバー等でございますが、まず、御前山地区の区長、県立自然公園指導員、道の

駅かつらの役職員、J A水戸かつら支店長、那珂川漁業協同組合の組合長、町観光協会長、町の商工会長、国交省の常陸河川国道事務所長、茨城県地域計画課長、それと町議会議員、合わせまして町の町長でございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 資料について、これどこで作ったのか。町独自で作ったものか。

○産業振興課長（茅根文夫君） 失礼をいたしました。

資料につきましては、町、さらには国土交通省常陸河川事務所、県の地域計画課、道の駅の職員で原案を作成してございます。これが作業部会のほうで検討したものでございます。これらを本年6月3日に町の城里町御前山地区のかわまちづくり推進協議会のほうで決定をいただいたものでございます。これにあわせまして、登録申請が24年12月というようにになっておりますので、これとあわせて、国交省のほうに、決定をいただく前でございますけれども、申請はしたものでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） ありがとうございます。

それでは、資料の中に結構厳しいご指摘がありますので、これはかなりほかの意見が入って、そのようなことで作成されたのかなど、このように考えております。

次に、水道事業についてお伺いをいたします。

（1）としまして、桂水系の水処理関係の老朽化対策と対応についてであります。桂水系の施設については古い施設でありましたが、改修工事に入り、料金統一のときにもいろいろ意見が出たようであります。そして、現行の料金の実施が平成23年4月1日から行われたわけであります。供給単価1立方メートル当たり桜川市が273.20円、水戸市が134.37円、城里町が210.94円であります。自治体によって基本水量、基本料金、超過料金、そして供給単価が違うわけであります。さきの全員協議会において、地方公営企業会計制度の改正について報告がありました。城里町も厳しい財政状況ではあります。今後の進め方についてお伺いをいたします。

また、2番としまして、町内の石綿管、まだこれが少し残っているようであります。これが完全に終わるのはいつごろになるのか、その辺についてもお伺いをいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員さんのご質問にお答えしていきたいと思っております。

ただいま桂水系の水処理関係の老朽化の対応というようなことでのご質問と思っております。

桂地区の浄水場につきましては、赤沢浄水場、岩船浄水場がありますが、いずれも供用開始から35年以上が経過しております。その対策として、赤沢浄水場につきましては、現在、着水ろ過系統浄水施設の全面改修を行っております。また、岩船浄水場につきましては、赤沢浄水場改修後、浄水された水を直接送水し、配水場として改修していく計画でございます。今後とも必要な財源を確保いたしまして、計画的に整備を進め、安心・安全な水道水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

また、町内の石綿管の布設替えにつきましてはのご質問がございましたが、現在、石綿管につきましては、平成22年には残存延長が4,180メートルございましたが、この石綿管の更新につきましては、国庫補助事業の活用や二重投資のため、道路改良また下水道事業等の計画区域内は、その計画にあわせて順次布設替えを行い、今年度、常北地区の約200メートルを残すのみとなったわけでございます。この布設替えは年度内に終わる予定で、今進めているところでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 水道課長五町義徳君。

〔水道課長五町義徳君登壇〕

○水道課長（五町義徳君） 南條議員さんのご質問に対し、お答えいたしたいと思っております。

桂地区の浄水整備につきましては、今現在、赤沢浄水場の改修工事に取り組んでいるところでございます。2カ年計画で3億6,500万ほどの改修工事を行う予定で、現在進めております。また、その後の岩船浄水場につきましては、赤沢浄水場の改修が終了後、そこに着手していく考えでございます。また、今後の進め方でございますけれども、水道事業につきましては、これまで七会地区の整備、そして、今現在、赤沢浄水場を初め、桂地区の水道整備に重点的に工事を行っているところでございます。今後は石塚浄水場の改修、供用開始から26年が経過しております。これも桂地区が終了した後に取り組んでまいりたいと考えております。

今後の進め方についてでございますけれども、公営企業は独立採算が原則であります。やがては水道料金の値上げというものを視野に入れなくてはならないと思っておりますが、関係機関と協議しながら、できるだけ効率よく事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 南條議員。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、再質問いたします。

貯水槽、圧送ポンプ、この施設は桂地区の場合、新設より何年経過しているのか。あと、今現在、取りかかっている工事と今後の工法、水の圧送関係に対してどのように、従来どおりのような施設で改修をして水を圧送するのか、その辺についてお伺いをします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。



〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 詳細につきましては、水道課長のほうから答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 水道課長五町義徳君。

〔水道課長五町義徳君登壇〕

○水道課長（五町義徳君） ご質問にお答えしていきたいと思えます。

今現在、貯水槽監査報告につきましては、37年が経過しているところがございます。今後、岩船浄水場までの加圧基地を2基改修、それにあわせて、住谷地区への増圧ポンプの改修、さらには岩船配水場の改修を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、次に庁舎建設について、七会診療所建設が入るわけですが、一つとして、実質公債費比率と将来負担比率、これをどのくらいに町のほうでは想定しているのかお伺いをいたします。これは数字で結構です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員さんのご質問にお答えいたしたいと思えます。

庁舎建設と、それから七会診療所建設について、建設するについて実質公債費比率と将来負担比率をどのくらいに想定しているのかということですが、実質公債費比率につきましては、18.0%を超えますと起債額の制限が行われます。本町の平成24年度決算における実質公債費比率は14.3%となっており、町村合併以降、減少傾向にあるわけでございます。本年度以降、庁舎建設や町道整備及び診療所建設等を控えており、例年に比べ多額の借入が見込まれますが、現時点では、平成31年度以降に、最高で14.7%に増加すると見込まれておるところでございます。また、将来負担比率につきましては、地方債残高が町の財政規模に対する割合であらわしたのですが、この比率が350%を超えると、健全化対策のために国からの指導が入るようになっております。城里町の平成24年度決算における将来負担比率は110.7%となっており、これらも年々減少傾向にあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、再質問いたします。

それでは、合併特例債が切れた後、この考え方についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 財政課長のほうから詳細を説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長高松輝美君。

〔企画財政課長高松輝美君登壇〕

○企画財政課長（高松輝美君） 南條議員さんのご質問にお答えいたします。

合併特例債につきましては、平成17年度の町村合併時から10年間の、平成26年度まででありましたけれども、東日本大震災に係ります特定被災区域につきましては、10カ年から15カ年の平成31年度まで期間が延長されたところでございます。現在のところ、その後につきましては、具体的には国のほうからまだ示されておりません。今後、持続可能な健全な財政運営を行うためには、起債計画をしっかりと行いまして、将来の後世代の城里町住民の方に対しましても、負担の公平性や財政運営の影響を及ぼさないよう十分に検討いたしまして、有利な起債を最大限活用いたしましてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 次に、鶏足山の駐車場についてであります。最初に利用状況、そして案内板等の設置、これは危険箇所等についての対応もお伺いをいたします。

あと3番目として、今後の取り組みについてであります。まちおこしとか町と地域の連携も何か考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員さんのご質問にお答えしていきたいと思っております。

鶏足山につきましては、いろいろ皆様方にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。ただいまの質問につきましては、利用状況につきましてということのご質問かと思っておりますが、鶏足山の利用状況につきましては、駐車場の設置後の利用状況は特に把握しておりませんが、鶏足山環境グループの聞き取りでは、土・日ばかりでなく、平日にも来客があるとのことでございます。24年度の観光動態調査におきましては、鶏足山には年間約7,500人程度が訪れておるといようなことでございます。駐車場の利用状況等は把握しておりませんが、今後、例会において緊急雇用創出事業で観光推進事業の補正予算をお願いしているところでございます。今後、これらの中で利用状況を把握し、今後の町観光行政に役立てていきたいと考えております。

それから、案内板等の設置についてでございますが、登山道等については、鶏足山環境グループ、保全グループや、御前山県立自然公園保護管理協議会により案内板が設置されております。修繕等が必要な場合には、随時関係団体と協議しながら修繕をまいりたい

いと思っております。

今後の取り組みについてでございますが、特に早急な予定はございませんが、鶏足山は標高430.5メートルで、町内では最高峰でございます。登りやすく眺望がよいことで知られております。さらに駐車場が整備されたことによりまして利便性がよくなり、リピーターが増えてきております。昨今ではハイキング等のイベント等が新聞等にも取り上げられ、町を代表する地域資源となっております。今後は積極的に県内外にPRをして、登山の遊客を誘引をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 私、阿久津町長就任のときに、最初に鶏足山地について質問をしました。そして現在、駐車場整備が行われました。町長も、これから町のシンボルとして積極的に取り組んでいくというようなことでもありますので、次の質問に入ります。

5番としまして、生活道路と生活基盤の整備についてであります。

1番としまして、要望書、これ区長さんを通してどのくらい出されているのか。また、それに対しての対応、これは大体何%くらい対応できているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

生活道路は、生活を営む上で必要不可欠な施設でございます。道路の改良、拡幅事業の要望につきましては、今現在、30路線となっており、そのうち8路線を事業化しております。そういう中で、都市建設課内にはパトロール班を編成し、町道等の危険箇所との把握と迅速な対応に努めておるところでございます。

道路改修等の要望状況につきましては、11月末現在、237件の要望がございまして、現地確認を実施した上で、安全面から緊急的な処置が必要と判断したものから、早急に対応策を実施しているところでございます。

それから、どのくらいの率で対応できているのかというご質問がございましたが、道路の改良、道路事業の要望の対応につきましては、事業化している8路線のうち、事業完了している路線が4路線となっており、現在事業を実施している路線は4路線となっております。道路補修等の要望の対応につきましては、要望件数が237件に対しまして、対応件数が172件となっており、対応率は73%となっております。

○議長（小松崎三夫君） 南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、再質問いたします。

生活道路の整備については、毎日使っている人が一番これ、わかっているわけですが、

高齢人口の割合が27.9%の状況であります。緊急車両の関係の方に道路状況等を伺い、対応すること、これも安心・安全のまちづくりには大事であると思いますが、このような考え、また今後、そういった方向性をとっていただけるのかお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 確かに町内には緊急車両の入れないような、そういう道路状況もございますが、そういうところにつきましては、いまだ未整備なところがあるのは本当に否めません。今後は消防担当とも連携いたしまして、緊急車両を念頭に置いた道路整備を進めてまいりたいと思っております。ただ、それには地権者の皆様方のご協力もないと、なかなか難しい面がございますので、そこら辺のところ、皆さんで協力し合って、どこにでも消防自動車、緊急車両が入れるような、そういう道路行政を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、最後の質問になりますが、都市宣言についてであります。

44の市町村で、桜川市、行方市、城里町の2市1町がこの宣言をしていないわけですね。この宣言しない理由はなぜなのか、それとまた、今後宣言しないのか、その件についてお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

都市宣言は未来に向けた、そういう城里町をよりよく住みやすく魅力的な町にするために、特に重視しなければならない取り組みを、町民、事業者、町を挙げて進めていこうという決意と基本方針を明らかにしながら、そういう都市宣言というものがあろうかと思っております。

平成17年2月の合併によりまして、旧3町村で制定されていたそれぞれの都市宣言は、全て失効して、現在に至っておるところでございます。今、南條議員さんのほうから言われましたように、2市1町が確かに都市宣言はしていないところでございますが、旧町村の単位で前に都市宣言はしていたのは、常北町では交通安全と飲酒運転追放、桂村では交通安全と暴走族追放、それから七会地区では飲酒運転追放と暴走族追放というようなことで、そういう宣言をしておりました。都市宣言を制定するには、町民の代表を初めとする各種団体の代表者で組織する、仮称ですが、都市宣言制定検討委員会を組織しまして、この組織に諮問し、ご決定いただくのが通例かと思っておりますので、今後、生活者視点に立ち、町民と行政との協働により、住む人、訪れる人が豊かで快適な時間を過ごすことができる

まちづくりを推進し、さらには、他市町村に誇れる城里町の魅力、特色ある宣言の制定に努力して、広く茨城県、全国に城里町をアピールしてまいりたいと考えております。

○議長（小松崎三夫君） 南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 時代に合ったような宣言、城里町からぜひ発信していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で、10番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、14番鯉渕秀雄君の一般質問の予定でしたが、欠席のため終結をいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員の方はサークル室Aにお集まりをください。

なお、議員各位においては、控室にお集まりをいただきたいと思います。

午前11時10分休憩

---

午前11時30分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす11日は議案調査、12日は議事整理とし、次の会議は13日午後2時に再開し、議案質疑から入りますので、午後1時50分までに控室にご参集くださるよう、よろしくお願いをいたします。

本日は、これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時31分散会

第 2 日 1 2 月 1 3 日 ( 金 曜 日 ) 本 会 議

平成25年第4回  
城里町議会定例会会議録 第2号

平成25年12月13日 午後 2時03分開議

1. 出席議員（15名）

1番	菌部 一 君	9番	小林 祥 宏 君
2番	余水 紀 夫 君	10番	南 條 治 君
3番	三村 孝 信 君	11番	杉 山 清 君
4番	河原井 大 介 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	加藤 文 夫 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	阿久津 則 男 君	15番	根 本 正 典 君
7番	桐 原 健 一 君	16番	小 坪 孝 君
8番	飯 村 吉 伊 君		

1. 欠席議員（1名）

12番 三 村 由 利 子 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	阿久津 藤 男
副 町	長	小 山 一 夫
教 育	長	小 林 孝 志
総 務 課	長	三 村 主
企 画 財 政 課	長	高 松 輝 美
税 務 課	長	宮 田 恵 子
町 民 課	長	仲 田 克 之
保 険 課	長	阿久津 保 巳
健 康 福 祉 課	長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課	長	茅 根 文 夫
都 市 建 設 課	長	富 田 和 明
下 水 道 課	長	吉 田 一
会計管理者（会計課長）		小 林 恵 子
水 道 課	長	五 町 義 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長		仲 田 均
教 育 委 員 会 事 務 局 長		川 又 重 光

## 1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
書	興 野 友 宣
書	仲 田 富 美 子

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

平成25年12月13日（金曜日）

午後 2時03分開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第61号 | 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第2  | 議案第62号 | 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第3  | 議案第63号 | 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第4  | 議案第64号 | 城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第5  | 議案第65号 | 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第6  | 議案第66号 | 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第7  | 議案第67号 | 城里町総合計画策定条例の制定について   |
| 日程第8  | 議案第68号 | 城里町下水道審議会条例の制定について   |
| 日程第9  | 議案第69号 | 平成25年度城里町一般会計補正予算（第3号）について   |
| 日程第10 | 議案第70号 | 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について                                       |
| 日程第11 | 議案第71号 | 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について   |
| 日程第12 | 議案第72号 | 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について                                      |
| 日程第13 | 議案第73号 | 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について                                     |
| 日程第14 | 議案第74号 | 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について   |



- 日程第15 発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書  
日程第16 陳情第3号 教育予算の拡充を求める陳情  
日程第17 陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情  
日程第18 陳情第5号 「非核平和都市宣言決議」に関する陳情  
日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について  
日程第20 報告第28号 議会常任委員会全体視察研修報告書  
日程第21 報告第29号 学校給食費徴収規則の一部を改正する規則  
日程第22 報告第30号 城里町コミュニティセンター城里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
日程第23 報告第31号 平成25年度行政評価報告書  
日程第24 報告第32号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）  
追加日程第1 発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書  
追加日程第1 発議第3号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する意見書  
追加日程第2 発議第4号 「非核平和都市宣言」に関する決議

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議案第61号  
議案第62号  
議案第63号  
議案第64号  
議案第65号  
議案第66号  
議案第67号  
議案第68号  
議案第69号  
議案第70号  
議案第71号  
議案第72号  
議案第73号  
議案第74号  
発議第1号  
陳情第3号  
陳情第4号  
陳情第5号  
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第28号  
報告第29号  
報告第30号  
報告第31号  
報告第32号  
発議第2号  
発議第3号  
発議第4号

---

午後 2時03分開議

#### 議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。

---

#### 開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席をしております。  
傍聴人4名を許可いたしました。

---

#### 議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

---

#### 議案第61号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、議案第61号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第62号 城里町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第62号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第63号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第63号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第64号 城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第64号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第65号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第65号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第66号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第66号についての質疑を求めます。  
11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 消費税に伴う値上げに関してですが、この施設に関しては、各隣接の自治体と行政等が動かれていると思いますが、例えば、このように800円の入場に

対しての値上げが20円という形になっていますが、これは円について10円以下切り捨てだという形なんです、各隣接の自治体等もこのような形になっているのかどうか。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長茅根文夫君。

〔産業振興課長 茅根文夫君登壇〕

○産業振興課長（茅根文夫君） それでは、議員さんのご質問にお答えをいたします。

ホロルの湯につきましては、隣接の市町村を確認しまして、同じように、値上げと言いますか、消費税分を値上げするというようなことで上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） よろしいですか。

○11番（杉山 清君） はい。

○議長（小松崎三夫君） ほかにございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

---

#### 議案第67号 城里町総合計画策定条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第67号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第68号 城里町下水道審議会条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第68号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第69号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第69号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

#### 議案第70号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第70号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第71号 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第71号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第72号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第72号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第73号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第73号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第74号 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第74号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

---

## 討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

議案第61号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第62号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第63号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第64号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第65号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第66号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第67号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第68号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第69号に対する討論はございませんか。  
〔「議長14番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により、1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

14番鯉渕秀雄君。

〔14番鯉渕秀雄君登壇〕

○14番（鯉渕秀雄君） 私は、今定例会に上程されました議案第69号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第3号）について、反対の意見を申し述べます。

上程されました補正予算衛生費の中で、繰出金1,850万円が計上されてございます。この補正額は、国民健康保険特別会計施設勘定で、施設整備費七会医科歯科診療所の改築設計費でございます。この計画は、5年前に移転改築で総事業費7,000万円で上程され、計画がずさんと認められ、否決となった案件であります。本年3月の定例議会に建設検討委員会設置の予算が計上され、建設の是非も含めて検討する旨の説明がございました。建設検討委員会の議論の中で、建設が認められたものと考えます。

しかしながら、否決案件の再計画であるがゆえ、また、建設の是非も含めて検討すると説明された以上、議会に対しても予算上程以前に丁寧に説明すべき案件、説明責任があるものと考えてございます。決めたものは認めろでは、議会そのものの機能が危ぶまれ、追認化になるおそれが、そしてまた、危惧がございします。

今般は、設計費のみの1,850万円ではありますが、現在地での改築、当然、進入路は変更になると考えます。また、敷地が狭隘のため、外構事業費が大きく膨らむものと予想され、総事業費の見当がつきません。設計金額からして2億円を下らないものと思っております。

しかしながら、診療所運営に関しましては将来的ビジョンもなく、一般会計からの現時点での想定額でございしますが、繰出金は今後の10億円で、10年間で約5億円程度になるものと予想できます。

また、医療統計によりますと、七会の医科診療所に対しましては、初診比率が地域住民の20%台と低く、今後の運営も危惧されます。七会西小学校の跡地がございします。2年後には七会中学校跡地も敷地も空きます。執行部ともども、町の将来像をしっかりと議論し、早期に結論を得ず、議論に議論を重ねて、地域住民の健康管理が十分に発揮できるか、また、医療と福祉を兼ね備えた施設も望まれており、そうしたことも十分に踏まえ、再検討する必要があると思っております。

議会が追認機関とならぬよう、七会医科歯科診療所改築設計費用を含む議案第69号 城里町一般会計補正予算（第3号）に反対の意見を申し上げ、反対の討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

討論なしと認めます。

以上で、議案第69号に対する討論を終結いたします。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第70号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第71号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第72号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第73号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第74号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

---

## 採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

初めに、議案第61号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第62号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第63号 城里町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第64号 城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第65号 城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第66号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行するための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第67号 城里町総合計画策定条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第68号 城里町下水道審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第69号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第70号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第71号 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第72号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第73号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第74号 平成25年度城里町水道事業会計補正予算

(第2号)について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(小松崎三夫君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で採決を終結いたします。

---

### 発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書

○議長(小松崎三夫君) 次に、日程第15、発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

お諮りをいたします。

発議第1号の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小松崎三夫君) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号の朗読は省略することに決定をしました。

続いて、提出者であります10番南條 治君より、発議第1号の趣旨説明をお願いいたします。

10番南條 治君。

[10番南條 治君登壇]

○10番(南條 治君) それでは、発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書について、趣旨説明を行います。

現在、国において道州制の導入を目指し今国会での法案提出は見送られたものの、次の通常国会に提出することに決定いたしました。

道州制に関しては、全国町村議会議長会では、全国大会を初め、都道府県会長会においても、絶対導入しないことを決定し、政府・国会に反対要求を行っています。

道州制の導入については、地方議会はもとより、国民の間でも議論されていない状況の中で、導入ありきの大前提に立った進め方となっています。

また、拠点となる大都市中心の施策であり、周辺の市町村は衰退することが予想され、その結果、町村は規模拡大のため再合併を強いられることとなります。

そのほか、中心地域と周辺地域との地域間格差はますます拡大し、条件不利地域は一層衰退することが予想され、そのために自治体と住民の距離が遠くなり、福祉、行政サービスの低下を招くことが懸念されます。

このようなことから、城里町議会において、道州制導入には反対するものであります。

議員各位には、本意見書の趣旨にご賛同賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、趣旨説明を終わります。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第1号についての討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第1号 道州制導入に断固反対する意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長より衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣宛て提出をさせます。

---

### 陳情第3号 教育予算の拡充を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の朗読は省略することに決定をいたしました。

それでは、日程第16、陳情第3号 教育予算の拡充を求める陳情を議題といたします。

本案は、12月10日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

12番、杉山 清君。

〔教育産業常任委員長杉山 清君登壇〕

○教育産業常任委員長（杉山 清君） 教育産業常任委員会を代表し、12月10日に付託されました陳情第3号の審査結果について報告いたします。

12月10日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

今、日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生

徒数が多くなっております。文科省が実施した、「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」によると、約9割の保護者が30人以下学級を望んでいます。

また、GDPに含まれる教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位の状況のため、大幅な教育の予算の拡充を求められています。

このようなことから、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は重要であり、行き届いた教育ができるよう、当委員会においては、全会一致で採択することを決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りをいたします。

陳情第3号については、ただいまの教育産業常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりをいただきたいと思っております。

なお、議員各位は議員控室でお待ちをいただきたいと思っております。

午後 2時27分休憩

---

午後 2時41分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、11番杉山 清君ほか5名から、発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

事務局長に追加日程を配付させます。

---

## 発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

発議第2号の意見書の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号の意見書の朗読は省略することに決定をしました。

直ちに提出者であります11番杉山 清君より発議第2号の趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長杉山 清君。

〔教育産業常任委員長杉山 清君登壇〕

○教育産業常任委員長（杉山 清君） 発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであります。

しかしながら、地方交付税の削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で教育の少人数化を拡充することは困難な状況になっています。

また、教育予算においては、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。

さらに、東日本大震災等において、学校施設の被害や子供たちの心のケアなど、子供たち、教職員の負担増など教育関係の影響も大きくなっております。

したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させ、将来を担う子供たちに豊かな教育を受けさせるためにも、国の関係機関へ意見書を提出すべきと考えています。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

発議第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第2号についての討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長より内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣宛て提出させます。

---

陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情

陳情第5号 「非核平和都市宣言決議」に関する陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第17、陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情ないし日程第18、陳情第5号 「非核平和都市宣言決議」に関する陳情を議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情ないし陳情第5号 「非核平和都市宣言決議」に関する陳情を一括議題にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。陳情第4号ないし陳情第5号につきまして一括議題といたします。

本案は12月10日に総務民生常任委員会に付託されていたものでございます。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長桐原健一君。

〔総務民生常任委員長桐原健一君登壇〕

○総務民生常任委員長（桐原健一君） 総務民生常任委員会を代表し、去る12月10日に付託されました陳情第4号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情及び陳情第5号 「非核平和都市宣言決議」に関する陳情の審査結果について、ご報告いたします。

12月10日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、陳情第4号に関しましては、今後消費税が上昇していく中で、新聞等の知識に関するものについては、これからの経済事情を鑑み、課税は最低限にすべきと考え、新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する陳情を、全会一致で採択することに決定いたしました。

さらに、陳情第5号に関しましては、我が国は唯一の被爆国であります。核兵器のつくらず、持たず、持ち込ませぬの非核3原則を守るため、そして、核兵器の廃絶と平和の実現に向け、非核平和都市宣言決議に関する陳情を全会一致で採択とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第4号、5号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号、5号は採択とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は2階委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちをいただきたいと思います。

午後 2時49分休憩

---

午後 3時01分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

ただいま、7番桐原健一君ほか5名から、発議第3号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する意見書ないし発議第4号 非核平和都市宣言に関する決議が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号ないし発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

事務局長に追加日程を配付させます。

---

#### 発議第3号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、発議第3号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する意見書を議題といたします。

発議第3号の意見書の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の意見書の朗読は



省略することに決定しました。

直ちに提出者であります7番桐原健一君より発議第3号の趣旨説明を求めます。

総務民生常任委員長桐原健一君。

〔総務民生常任委員長桐原健一君登壇〕

○総務民生常任委員長（桐原健一君） 発議第3号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する意見書の趣旨説明を申し上げます。

今後、消費税が上昇していく中で、新聞等の知識に関するものについては、これからの経済事情を鑑み、課税は最低限にすべきと考え、新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する意見書を、関係大臣に提出すべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

発議第3号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第3号についての討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長より内閣総理大臣、財務大臣宛て提出をさせます。

---

#### 発議第4号 非核平和都市宣言に関する決議

○議長（小松崎三夫君） 次に、追加日程第2、発議第4号 「非核平和都市宣言」に関する決議を議題といたします。

発議4号の意見書の朗読は省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号の決議書の朗読は

省略することに決定をしました。

直ちに提出者であります7番桐原健一君より、発議第4号の趣旨説明を求めます。

総務民生常任委員長桐原健一君。

〔総務民生常任委員長桐原健一君登壇〕

○総務民生常任委員長（桐原健一君） 発議第4号 「非核平和都市宣言」に関する決議の趣旨説明を申し上げます。

我が国は唯一の被爆国であります。核兵器のつくらず、持たず、持ち込ませぬの非核3原則を守るため、そして、核兵器の廃絶と平和の実現に向け、城里町においても「非核平和都市宣言」に関する決議を採択すべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

発議第4号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第4号についての討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第4号 「非核平和都市宣言」に関する決議を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

## 報告第28号 議会常任委員会全体視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第20 報告第28号 議会常任委員会全体視察研修報告書を議題といたします。

総務民生、教育産業、両常任委員会を代表いたしまして、総務民生常任委員長より報告を求めます。

総務民生常任委員長桐原健一君。

〔総務民生常任委員長桐原健一君登壇〕

○総務民生常任委員長（桐原健一君） 総務民生常任委員会、教育産業常任委員会を代表しまして、去る10月22日から24日に実施しました全体視察研修についてご報告いたします。

両委員会は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を学び、今後の城里町防災対策に生かすとともに、議員の資質向上に資するため、兵庫県神戸市において視察研修してまいりました。

最初に視察した「人と防災未来センター」は、阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働、減災社会の実現に貢献し、防災・減災の世界的拠点となることを目的に、兵庫県が国の補助を受け、平成14年4月に設立した施設であります。年間およそ50万人の来館者があり、全国の小中高校生の防災学習の場として修学旅行等にも活用されています。

また、私たちが館内で見学してきた資料の収集、保存、展示のほかに、災害対策専門員の育成、実践的な防災研究と若手防災専門家の育成、災害対応の現地支援、交流、ネットワークの6つの機能を有しており、地方公共団体の防災担当者などを対象とした研修や被災地への情報提供、人材派遣等を行っています。

今回の研修で、防災・減災対策の重要性を改めて認識し、また、震災を伝承していくことも必要であると実感しました。今後の城里町の防災対策に大いに参考になり、有意義な視察研修になりました。

他の2カ所については、お手元の報告書をごらんいただきまして、委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも、活力ある城里町のまちづくりにご尽力をお願いいたします。

報告第29号 学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

報告第30号 城里町コミュニティセンター城里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

報告第31号 平成25年度行政評価報告書

報告第32号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第21、報告第29号 学校給食費徴収規則の一部を改正する規則から日程第24、報告第32号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）については、後ほどご熟読を願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

---

#### 町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

4日間にわたりましての定例議会でありましたが、小松崎議長のもと、慎重審議の上、議案15件は適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

この間、議員各位におかれましては、本会議中、行政各般にわたりますご意見、ご要望等を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、これらご意見等につきましては、今後の町政執行において十分検討させていただきます。

さて、私ごとではございますが、本年2月に第3代町長に就任以来、議員各位のご支援とご指導をいただき、生活基盤の整備とともに、ブランド3品の創出、新庁舎の建設着工等々、厳しい財政状況の中、各種行政の推進に邁進してまいりました。本年1年間に賜りました激励等に対し、衷心よりお礼と感謝を申し上げます。来年は就任2年次を迎えますが、この1年間賜りました各方面からの行政各般にわたるご意見、ご要望等を真摯に受けとめ、町民福祉向上のため邁進してまいり所存でございますので、引き続き議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ厳寒期を迎えますが、議員各位におかれましては、インフルエンザを初め、健康管理には十分注意され、来年3月2日に予定されております議会議員選挙には、本席の立候補者全員が当選し、再びこの議場におきましてお会いできますとともに、平成26年が各議員にとりまして幸多き年でありますようご祈念申し上げ、今定例議会の閉会に当たってのご挨拶といたします。

大変お疲れさまございました。  
ありがとうございました。

---

#### 議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心にご審議を賜り、また、議会運営に格別なるご配慮を賜り、全議案を審議し、ここに終了できますことを心からお礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位のご意見等を十分参考にされ、執行には万全を尽くされますようお願いをいたします。

年末、これからも寒さも一段と厳しさを増してくるものと思いますが、来るべき平成26年は城里町にとって飛躍の年であることをご祈念申し上げますとともに、議員並びに町民にとっても最良の年であることをご祈念を申し上げます。

---

#### 閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、平成25年第4回城里町議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでございました。

午後 3時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員